

## 次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年1月1日～ 令和6年12月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 法に基づく諸制度の調査をする
- 法律上の制度内容、当社独自の制度などをまとめて、社内サイト等に掲載して社員への周知を図る。

目標2：育児休業等を取得しやすい環境を整備する

<対策>

- 本人、管理職、人事担当者による面談を制度化する
- 在宅勤務やテレワークの導入検討
- 女性社員による出産・育児等の相談窓口の設置
- 管理職へ制度趣旨の周知徹底

目標3：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

- 社員のニーズを把握する
- 制度導入
- 社内サイト等で社員への短時間勤務制度を周知する
- 小学校在学中についてもフレキシブルな働き方ができる制度を検討する